

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号： 03-5253-7523 e-mail: k.arakawa@soumu.go.jp
評価実施時期	平成21年7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 全国規模の規制改革要望を受けて、コンビニエンスストア等の小型店舗・事業所において、蓄光式誘導標識を設けた場合には、避難口誘導灯・通路誘導灯・誘導標識の設置を免除する。</p> <p><b>【内容】</b> 誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものとして、下記を満たす居室を加える。 ア 直接地上に通ずる出入口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。 イ 居室の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、居室の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。 ウ 燐光等により光を発する誘導標識(蓄光式誘導標識)が、消防庁長官が定めるところにより設けられていること。</p> <p><b>【必要性】</b> 平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、(社)日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところであり、避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	特になし
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	
	<p><b>【遵守便益】</b> 防火対象物の管理者は、蓄光式誘導標識を設置することで、従来必要であった誘導灯に係るランニングコスト(電気代や非常電源用バッテリーの交換等)が不要となり、経済的なメリットがある。具体的には、一店舗あたり、小型誘導灯(蛍光灯、15w)と比較した場合10年間で4万円程度、高輝度誘導灯C級品(冷陰極管、4.8w)と比較した場合10年間で2万円程度のコスト削減効果が見込まれている。 また、地球温暖化防止の観点からもメリットが見込まれ、(社)日本フランチャイズチェーン協会の試算によると、現在国内に存在するコンビニエンスストア42,000店すべてに高輝度蓄光式誘導標識が設置されたと仮定すると年間3,205トンのCO2削減効果があるとされている。</p> <p><b>【行政便益】</b> 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、小型店舗等の関係者に義務として生じる新たなコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、小型店舗等の関係者にとっては、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができる点でメリットが大きい。また、電気を使用しない蓄光式誘導標識が設置されれば、電気の使用に伴って排出されるCO2を削減できるため、地球環境の面でもメリットがある。また、直接地上に通ずる出入口を有していることや店舗内の各部分から、避難口を容易に見とおすことができ、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること等の条件を設けていることから、防火対象物の利用者の避難安全性を損なうこともないと考えられる。したがって、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	今後、小型小売店舗等における誘導灯・誘導標識の運用状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。	
備考		